

県民経済計算の推計方法

1 生産系列

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
総生産額＝産出額(自社開発ソフトウェア、企業内研究開発R&Dを含む)－中間投入額(FISIM消費額、政府手数料を含む) ※自社開発ソフトウェアは項目17、企業内研究開発R&Dは項目18を参照		
1 農林水産業	①農業、②農業サービス業の2区分で推計する。	
a 農業	(1) 産出額 ① 農業 耕種、畜産、農家が行う農産加工の産出額 ② 農業サービス業 全国値×従業者数の県割合	「生産農業所得統計」(農林水産省) 内閣府資料、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)
	(2) 中間投入額 ① 農業 産出額×中間投入比率(全国値を準用) ② 農業サービス業 産出額×中間投入比率(全国値を準用)	内閣府資料 "
	(3) 総生産額 産出額－中間投入額	
b 林業	①育林業、②素材生産業の2区分で推計する。	
	(1) 産出額 ① 育林業 産業連関表等による育林生産額 ② 素材生産業 粗生産額・・・木材生産、薪炭生産、栽培きのこ類生産、林野副産物採取	「富山県産業連関表」(県統計調査課)、「農林業センサス」(農林水産省) 「林業産出額」「農林業センサス」(農林水産省)
	(2) 中間投入額 ① 育林業 産出額×中間投入比率(全国値を準用) ② 素材生産業 産出額×中間投入比率(全国値を準用)	内閣府資料 "
	(3) 総生産額 産出額－中間投入額	
c 水産業	(1) 産出額 ① 海面漁業、海面養殖業 生産額 ② 内水面漁業、内水面養殖業 生産額 ③ 水産加工品 漁業経営調査の水産加工業収入×個人業主数	「農林水産統計年報」(北陸農政局)、国勢調査(総務省)、「内水面漁業生産統計調査」「漁業経営統計調査」「漁業・養殖業生産統計」「漁業産出額」(農林水産省)
	(2) 中間投入額 産出額×中間投入比率(全国値を準用)	内閣府資料
	(3) 総生産額 産出額－中間投入額	

項目	推 計 方 法	使用資料名等
2 鉱業	(1) 産出額 全国値×従業者数の県割合 (2) 中間投入額 産出額×中間投入比率(全国値を準用) (3) 総生産額 産出額－中間投入額	「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、内閣府資料、照会資料 内閣府資料
3 製造業	①製造業、②と畜場に分けて推計する。 (1) 産出額 ① 製造業(砕石製造業は鉱業に該当するため除く。) (販売電力収入を除く製造品出荷額等－転売商品の仕入額 +製造品及び半製品・仕掛品在庫純増)×年度転換比率 年度転換比率=(生産指数の年度値×産出物価指数の年度値) /(生産指数の暦年値×産出物価指数の暦年値) ② と畜場 1頭当たり解体手数料×と畜検査頭数 (2) 中間投入額 ① 製造業(砕石製造業は鉱業に該当するため除く。) (原材料使用額等※－製造等に関連した外注費－転売商品の仕入額) ×年度転換比率+間接費+政府手数料+FISIM消費額 ※販売電力収入のための発電用燃料費を除く。 年度転換比率=(生産指数の年度値×投入物価指数の年度値) /(生産指数の暦年値×投入物価指数の暦年値) 間接費=産出額×間接費比率 ② と畜場 産出額×中間投入比率 (3) 総生産額 産出額－中間投入額	「富山県の工業」「鉱工業指数」(県統計調査課)、日本銀行統計資料、「鉱工業指数」(経済産業省)、「経済センサス-活動調査」「経済構造実態調査」(総務省・経済産業省(調査票情報を利用して独自に県が集計)) 「食肉検査所事業概要」(県食肉検査所) 「富山県の工業」「鉱工業指数」(県統計調査課)、日本銀行統計資料、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「鉱工業指数」(経済産業省)、「経済センサス-活動調査」「経済構造実態調査」(総務省・経済産業省(調査票情報を利用して独自に県が集計))、内閣府資料、照会資料
4 電気・ ガス・ 水道・ 廃棄物 処理業	①電気業、②ガス・熱供給業、③水道業、④廃棄物処理業、⑤(政府)下水道、 ⑥(政府)廃棄物処理の6区分で推計する。 (1) 産出額 ① 電気業 ・ 発電部門・配送電部門別の全国値の電気業産出額を各県へ按分する。 a 県別発電部門産出額=全国発電部門産出額×発電部門分割比率 b 県別配送電部門産出額=全国送配電部門産出額×配送電部門分割比率 発電部門分割比率=自県発電金額/各県発電金額の全国計 送配電部門分割比率=自県消費電力金額/各県消費電力金額の全国計 自県発電金額: 自県発電量×該当電力会社発電部門単価 自県消費電力金額: 自県消費電力×該当電力会社の送配電部門単価 ② ガス・熱供給業 ・ ガス業 営業収入額(売上高) ・ 熱供給業 営業収益 ③ 水道業 県営水道、県営工業用水道、市町村上水道、市町村工業用水道、市町村 簡易水道営業収益－受水費－受託工事収益	「電力会社の財務諸表」(東京電力・東北電力など全国10電力会社) 「電力調査統計」(資源エネルギー庁)、「国勢調査」(総務省) 照会資料 照会資料 「県企業局決算書」、「地方公営企業年鑑」「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、照会資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
4 電気・ ガス・ 水道・ 廃棄物 処理業 (続)	<p>④ 廃棄物処理業 全国値 × 従業者数の県割合 × 1人当たり現金給与の対全国比 × 年度転換比率</p> <p>⑤ (政府)下水道、⑥ (政府)廃棄物処理 13公務に同じ</p> <p>(2) 中間投入額</p> <p>① 電気業 ・ 県発電・送配電部門別県推計産出額 × 中間投入比率(※) ※中間投入比率 = 該当電力会社の発電・送配電別部門中間投入額 / 該当電力会社の発電・送配電部門産出額 該当電力会社中間投入額は各電力会社財務諸表から作成されたもの</p> <p>② ガス・熱供給業 ・ ガス業 原材料費、販売費・一般管理費のうち該当分額 + 政府手数料 ・ 熱供給業 営業費用・減価償却費・人件費・租税課金 + 政府手数料</p> <p>③ 水道業 ・ 県営水道、県営工業用水道、市町村上水道、市町村工業用水道、市町村 簡易水道営業費用のうち中間投入額該当分</p> <p>④ 廃棄物処理業 産出額 × 中間投入比率</p> <p>⑤ (政府)下水道、⑥ (政府)廃棄物処理 13公務に同じ</p> <p>(3) 総生産額 産出額 - 中間投入額</p>	<p>内閣府資料、「経済センサス基礎調査」(総務省)、「経済センサス活動調査」(総務省・経済産業省)、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、毎月勤労統計調査(厚生労働省)</p> <p>「電力会社の財務諸表」(東京電力・東北電力など全国10電力会社) 「電力調査統計」(資源エネルギー庁)、「国勢調査」(総務省)</p> <p>「国民経済計算年次推計」(内閣府)、照会資料 照会資料</p> <p>「地方公営企業年鑑」、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、照会資料、「国民経済計算年次推計」(内閣府)</p> <p>内閣府資料</p>
5 建設業	<p>①建築工事、土木工事、②補修工事別に推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 建築工事、土木工事(それぞれについて公共分、民間分を推計) 建設投資推計額 × 出来高ベース工事高の県分比率</p> <p>② 補修工事 ① × 建設補修率 ※ 建設補修率 : 県産業連関表等による (「建設」の中の「建設補修」) / (「建設」-「建設補修」)</p> <p>(2) 中間投入額 ①、②についてそれぞれ 産出額 × 中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 産出額 - 中間投入額</p>	<p>「建設投資見通し」「建設総合統計」(国土交通省)</p> <p>「富山県産業連関表」(県統計調査課)、「建設工事施工統計調査」(国土交通省)</p> <p>内閣府資料</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
6 卸売・小売業	<p>(1) 産出額 全国値×分割比率 分割比率:(年間販売額－本支店間移動－製造業の販売事業所分(卸売業のみ)) × マージン率 + その他の収入額 の対全国比 ※ マージン率 (年間商品販売額－年間商品仕入額) / 年間商品販売額</p> <p>(2) 中間投入額 産出額 × 中間投入比率(※) ※県産業連関表より取った値より比率を求める (内生部門計－学術研究機関・企業内研究開発＋家計外消費支出) / 県内生産額</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料、「商業統計」「商業動態統計(経済産業省)」「法人企業統計調査(財務省)」</p> <p>「富山県産業連関表(県統計調査課)」「法人企業統計調査(財務省)」「個人企業経済調査(総務省)」</p>
7 運輸・郵便業	<p>①鉄道業、②道路運送業、③水運業、④航空運輸業、⑤その他の運輸業、⑥郵便業 ⑦(政府)水運施設管理、⑧(政府)航空施設管理(国公営)の8区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 鉄道業 ア JR旅客・貨物 鉄軌道分営業収益×分割比率(管内乗車人員、鉄道輸送トン数) イ JR以外の鉄道・軌道等 営業収益</p> <p>② 道路運送業 ア 道路旅客業 営業収益 イ 道路貨物輸送業 全国値×年度転換比率×分割比率(輸送トン数の対全国比)</p> <p>③ 水運業 ア 外洋輸送業、イ 沿海・内水面運輸業、ウ 港湾輸送業 全国値×年度転換比率×分割比率 ※分割比率 イ 沿海・内水面輸送業(沿海海運及び内陸水運業の従業者数の県割合 ×1人当たり現金給与の対全国比) ア、ウ 港湾輸送業(海上出入貨物量(輸移出+輸移入)の対全国比)</p> <p>④ 航空運輸業 全国値×年度転換比率×分割比率 ※分割比率 ア 国内線(空港間旅客数×空港間キロ数の対全国比) イ 国際線(人キロ)</p>	<p>内閣府資料、「貨物地域流動調査(国土交通省)」</p> <p>照会資料</p> <p>照会資料</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数(経済産業省)」「交通関連統計資料(国土交通省)」</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数(経済産業省)」「港湾統計年報(国土交通省)」「経済センサス-基礎調査(総務省)」「経済センサス活動調査(総務省・経済産業省)」「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」「毎月勤労統計調査地方調査(県統計調査課)、関係機関HP</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数(経済産業省)」「航空輸送統計年報(国土交通省)、照会資料</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
7 運輸・郵便業 (続)	<p>⑤ その他の運輸業 全国値×年度転換比率×分割比率 ※分割比率 ア 貨物運送取扱(従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比) イ 倉庫業(普通倉庫の年度平均月末在庫量の対全国比) ウ こん包業(従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比) エ 道路輸送施設提供業(道路延長キロの自県割合、駐車可能台数の対全国比) オ その他の水運附帯サービス業 (従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比)、以下カ、キも同様 カ 航空施設管理(市場生産者)・その他の航空附帯サービス キ 旅行・その他の運輸附帯サービス</p> <p>⑥ 郵便業 全国値×年度転換比率×分割比率(従業者数の県割合)</p> <p>⑦ (政府)水運施設管理 13公務に同じ</p> <p>⑧ (政府)航空施設管理(国公営) 13公務に同じ</p> <p>(2) 中間投入額 ①～⑥についてそれぞれ 産出額×中間投入比率 ⑦、⑧13公務に同じ</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「倉庫統計季報」「自動車駐車場年報」(国土交通省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)、「路線別営業収支差(高速道路会社情報の総括)」(独立行政法人日本道路保有・債務返済機構)、照会資料</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)</p> <p>内閣府資料</p>
8 宿泊・飲食 サービス業	<p>①飲食サービス業、②旅館・その他の宿泊所の2区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額 ① 飲食サービス業 全国値×年度転換比率×分割比率 年度転換比率＝第3次産業活動指数の年度指数/暦年指数 分割比率:従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比 ② 旅館・その他の宿泊所 ①に同じ</p> <p>(2) 中間投入額 ①、②についてそれぞれ 産出額×中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)</p> <p>内閣府資料</p>
9 情報通信業	<p>①電信・電話業、②放送業、③情報サービス業、④映像・音声・文字情報制作業の4区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額 ① 電信・電話業 全国値×年度転換比率×分割比率 ※分割比率 ・通信業:電話発信回数 ・電気通信に附帯するサービス業、インターネット附随サービス業 :従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比 ② 放送業 公共放送業 受信料収入+交付金収入 民間放送業 売上高 有線放送業 売上高</p>	<p>内閣府資料、照会資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「NHK年鑑」(日本放送協会)</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
9 情報通信業 (続)	<p>③ 情報サービス業 全国値×年度転換比率×分割比率(従業者数の県割合) ×1人当たり現金給与の対全国比)</p> <p>④ 映像・音声・文字情報制作業 全国値×年度転換比率×分割比率(従業者数の県割合) ×1人当たり現金給与の対全国比)</p> <p>※年度転換比率 第3次産業活動指数の業種ごとの年度指数/暦年指数</p> <p>(2) 中間投入額 ①、③、④についてそれぞれ 産出額×中間投入比率 ただし②放送業は以下の通り 公共放送業 産出額×中間投入比率(全国値を準用) 民間放送業 全社分中間投入額+FISIM消費額、政府手数料 有線放送業 同上</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料、照会資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)</p> <p>内閣府資料</p>
10 金融・保険業	<p>1. 金融業</p> <p>(1) 産出額 「日本銀行」、「預金取扱機関」及び「その他の金融機関」の産出額をそれぞれ推計し、合算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本銀行の産出額＝コスト総額 ・ 預金取扱機関の産出額＝FISIM産出額＋受取手数料 ・ その他の金融機関の産出額＝受取手数料 <p>① 日本銀行の産出額 受取手数料</p> <p>② 受取手数料 民間預金取扱機関受取手数料＝全国値 ×(県内貸出金残高＋県内預金残高)／(全国貸出金残高＋全国預金残高) 公的預金取扱機関受取手数料＝民間預金取扱機関に準ずる。</p> <p>③ FISIM産出額 借り手側FISIM産出額＝全国値×(県内貸出金残高/全国貸出金残高) 貸し手側FISIM産出額＝全国値×(県内預金残高/全国預金残高)</p> <p>(2) 中間投入額 産出額×中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料、金融機関HP、照会資料</p> <p>内閣府資料、金融機関HP</p> <p>内閣府資料</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
10 金融・保険業 (続)	2. 保険業 (1) 産出額 ① 生命保険 受取保険料+財産運用純益-支払保険金-準備金純増額 ② 年金基金 全国値×加入者数の県割合 ③ 非生命保険 ・ 民間非生命保険及び公的非生命保険 受取保険料+財産運用純益-支払保険金-準備金純増額 ・ 定型保証 受取保証料+財産運用純益-純債務肩代わり (2) 中間投入額 ①～③の産出額合計×中間投入比率(全国値を準用) (3) 総生産額 産出額-中間投入額	内閣府資料 内閣府資料、「厚生年金保険・国民年金事業年報」(厚生労働省)、照会資料 内閣府資料、「損害保険料率算出機構統計集」(損害保険料率算出機構)、県農業経営課資料、県水産漁港課資料、県市町村支援課資料 県信用保証協会資料、内閣府資料 内閣府資料
11 不動産業	①不動産仲介業、②住宅賃貸業、③不動産賃貸業の3区分で推計する。 (1) 産出額 ① 住宅賃貸業 住宅の種類・構造別に 家賃単価×住宅床面積×12ヶ月 ※持ち家分の帰属家賃から民泊分を控除し、民泊の産出額のうち、住宅宿泊サービス支払額を加算する。 ② 不動産仲介業、③ 不動産賃貸業 全国値×年度転換比率×分割比率(従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比) (2) 中間投入額 ①～③についてそれぞれ 産出額×中間投入比率(全国値を準用) (3) 総生産額 産出額-中間投入額	「住宅・土地統計調査」「消費者物価指数」(総務省)、「建築物着工統計調査」(国土交通省)、内閣府資料、「国民経済計算年次推計」(内閣府)、観光庁HP、内閣府地方創生推進事務局HP 内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課) 内閣府資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
12 専門・ 科学技術、 業務支援 サービス業	<p>①研究開発サービス、②広告業、③物品賃貸サービス業、④その他の対事業所サービス業、⑤獣医業、⑥(政府)学術研究、⑦(非営利)自然・人文科学研究機関の7区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 研究開発サービス、② 広告業、③ 物品賃貸サービス業、 ④ その他の対事業所サービス業 $\text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$ 年度転換比率 = 第3次産業活動指数の年度指数 / 暦年指数 分割比率: 従業者数の県割合 \times 1人当たり現金給与の対全国比</p> <p>⑤ 獣医業 $\text{全国値} \times \text{獣医師数の対全国比}$</p> <p>⑥ (政府)学術研究 13公務に同じ</p> <p>⑦ (非営利)自然・人文科学研究機関 $\text{全国値} \times \text{従業者数の県割合} \times 1人当たり現金給与の対全国比$</p> <p>(2) 中間投入額</p> <p>①～⑤についてそれぞれ $\text{産出額} \times \text{中間投入比率} (\text{全国値を準用})$</p> <p>⑥ 13公務に同じ</p> <p>⑦ 産出額 \times 中間投入比率 (全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 $\text{産出額} - \text{中間投入額}$</p>	<p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)</p> <p>「獣医師の届出状況」(農林水産省)、内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p>
13 公務	<p>非市場生産者(政府)の推計は、下水道、廃棄物処理、水運施設管理、航空施設管理、公務、教育、社会教育、学術研究、保健衛生・社会福祉の9区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>生産費用(雇用者報酬+中間投入額+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)を積み上げて推計する。中央政府の地域事業所、全国社会保障基金の地域事業所、都道府県、市町村、地方社会保障基金の別に項目ごとに積算し、「下水道」、「廃棄物処理」、「水運施設管理」、「航空施設管理(国公営)」、「公務」、「教育」、「社会教育」、「学術研究」、「保健衛生・社会福祉」に振り分ける。</p> <p>① 雇用者報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給与等 該当費目を集計 ・ 給与住宅差額家賃 $\text{公務員宿舍床面積(入居部分)} \times \text{市中平均家賃} \times 12\text{ヶ月} - \text{公務員宿舍貸付料}$ <p>② 中間投入額 「決算書」の該当費目 + FISIM消費額 - ソフトウェア</p> <p>③ 固定資本減耗 $\text{経済活動別産出額(固定資本減耗を除く)} \times \text{国の経済活動別固定資本減耗比率(防衛装備品の固定資本減耗を除く)}$</p> <p>④ 生産・輸入品に課される税 自動車重量税、国有財産所在市町村交付金、消費税、固定資産税を国、県、市町村の別に経済活動(下水道、廃棄物処理、水運施設管理、航空施設管理、公務、教育、社会教育、学術研究、保健衛生・社会福祉)に分割</p> <p>(2) 中間投入額 (1)の②と同額</p> <p>(3) 総生産額 $\text{産出額} - \text{中間投入額}$</p>	<p>内閣府資料、照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)</p> <p>照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村税の状況」(県市町村支援課)</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
14 教育	<p>①教育、②(政府)教育、③(非営利)教育の3区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 教育 $\text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$ 年度転換比率=第3次産業活動指数の年度指数/暦年指数 分割比率:従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比</p> <p>② (政府)教育 13公務に同じ</p> <p>③ (非営利)教育 $\text{全国値} \times \text{従業者数の県割合} \times 1 \text{人当たり現金給与の対全国比}$</p> <p>(2) 中間投入額</p> <p>① 産出額×中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>② 13公務に同じ</p> <p>③ 産出額×中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 $\text{産出額} - \text{中間投入額}$</p>	<p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)</p> <p>内閣府資料</p>
15 保健衛生・ 社会事業	<p>①医療・保健、②介護、③(政府)保健衛生、社会福祉、④(非営利)社会福祉の4区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 医療・保健 ・医療業 保険適用となる傷病治療費+保険適用外の支払い ・保健衛生業・社会福祉業 $\text{全国値} \times \text{年度転換比率} \times \text{分割比率}$ 年度転換比率=第3次産業活動指数の年度指数/暦年指数 分割比率:従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比</p> <p>② 介護 $\text{介護給付} \cdot \text{予防給付費用額} - (\text{福祉用具購入費} + \text{住宅改修費})$ $+ \text{市町村特別費用額} + \text{自社開発ソフトウェア産出額}$</p> <p>③ (政府)保健衛生・社会福祉 13公務に同じ</p> <p>④ (非営利)社会福祉 $\text{全国値} \times \text{従業者数の県割合} \times 1 \text{人当たり現金給与の対全国比}$</p> <p>(2) 中間投入額</p> <p>①、②、④についてそれぞれ $\text{産出額} \times \text{中間投入比率}(\text{全国値を準用})$</p> <p>③ 13公務に同じ</p> <p>(3) 総生産額 $\text{産出額} - \text{中間投入額}$</p>	<p>「国民医療費の概況」、「国民健康保険事業状況」(県厚生企画課)、「国民健康保険事業年報」、「後期高齢者医療事業年報」(厚生労働省)、「基金年報」(社会保険診療報酬支払基金)、照会資料、内閣府資料</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)</p> <p>「介護保険事業状況報告」、内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
16 その他の サービス	<p>①自動車整備・機械修理業、②会員制企業団体、③娯楽業、 ④洗濯・理容・美容・浴場業、⑤その他の対個人サービス業(分類不明を含む)、 ⑥(政府)社会教育、⑦(非営利)社会教育、⑧(非営利)その他の8区分で推計する。</p> <p>(1) 産出額</p> <p>① 自動車整備・機械修理業 ・自動車整備業 全国値×年度転換比率×保有車両台数の対全国比 ・機械修理業 下記に同じ</p> <p>② 会員制企業団体、③ 娯楽業、④ 洗濯・理容・美容・浴場業、 ⑤ その他の対個人サービス業(分類不明を含む) 全国値×年度転換比率×分割比率 年度転換比率=第3次産業活動指数の年度指数/暦年指数 分割比率:従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比</p> <p>⑥ (政府)社会教育 13公務に同じ</p> <p>⑦ (非営利)社会教育、⑧ (非営利)その他 全国値×従業者数の県割合×1人当たり現金給与の対全国比</p> <p>(2) 中間投入額</p> <p>①～⑤についてそれぞれ 産出額×中間投入比率(全国値を準用) ⑥ 13公務に同じ ⑦、⑧ 産出額×中間投入比率(全国値を準用)</p> <p>(3) 総生産額 産出額－中間投入額</p>	<p>内閣府資料、「交通関連統計資料集」(国土交通省)、「自動車保有台数」(自動車検査登録情報協会)</p> <p>内閣府資料、「第3次産業活動指数」(経済産業省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)</p> <p>内閣府資料</p>
17 自社開発 ソフトウェア	<p>経済活動別自社開発ソフトウェア産出額(全国値) × 自社開発ソフトウェア産出額を除く経済活動別産出額の対全国比</p>	内閣府資料
18 企業内研究 開発R&D	<p>経済活動別企業内研究開発R&D産出額(全国値) × 経済活動別研究者・技術者数の対全国比</p>	内閣府資料 「国勢調査」(総務省)
19 固定資本 減耗	<p>市場生産者、非市場生産者(政府)、非市場生産者(非営利)の3区分で推計する。</p> <p>(1) 市場生産者 県の経済活動別産出額×全国の固定資本減耗比率</p> <p>(2) 非市場生産者(政府) 13公務(1)③に同じ</p> <p>(3) 非市場生産者(非営利) 県の経済活動別産出額×全国の経済活動別固定資本減耗比率</p>	<p>内閣府資料、「富山県産業関連表」(県統計調査課)</p> <p>内閣府資料</p>
20 生産・輸入品 に課される税	<p>下記の生産・輸入品に課される税、税外負担を経済活動ごとに格付け又は按分して配分する。</p> <p>(1) 生産・輸入品に課される税 国税、県税、市町村税のうち生産者に課される税(生産費用の一部を構成)の 収納済額</p> <p>(2) 税外負担 ・ 県、市町村 決算書より発電水利使用料、収益事業収入を計上</p>	<p>「国税庁統計年報」(国税庁)、「富山県税務統計書」(県税務課)、「土地に関する統計資料」(県県民生活課)、「市町村税の状況」(県市町村支援課)、照会資料、内閣府資料、「出入国管理統計」(法務省)、「租税及び印紙収入、収入額調」「国際収支統計」(財務省)、「国勢調査」「住宅・土地統計調査」(総務省)</p> <p>「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
21 補助金	国の経済活動別補助金×分割比率 分割比率＝国(県)内総生産(経済活動別、市場生産者のみ)の対全国比	内閣府資料
22 輸入品に課される税・関税	国の輸入税×分割比率 分割比率＝国(県)内総生産の「小計(市場生産者＋非市場生産者(政府)＋非市場生産者(非営利))」の対全国比	内閣府資料
23 実質県内総生産(連鎖方式、生産側)	① 年度連鎖デフレーター＝国の連鎖デフレーター(暦年値)×年度転換比率 ② 前年度固定基準による当年度実質値＝当年度名目値÷(当年度①÷前年度①) ③ 連鎖実質の対前年度増加率＝②÷前年度名目値 ④ 平成27年度連鎖実質値＝平成27年度名目値÷平成27年度① 平成28年度以降連鎖実質値＝前年度連鎖実質値×③ 平成26年度以前連鎖実質値＝翌年度連鎖実質値÷③	内閣府資料

2 分配系列

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
1 県民雇用者 報酬	<p>1. 賃金・俸給</p> <p>(1) 現金現物給与・役員報酬(給与・賞与)</p> <p>ア 農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 <ul style="list-style-type: none"> 農家 販売農家1戸当たり農業雇人費×販売農家戸数 農業法人事業体 1人当たり雇用者報酬(全国平均)×1人当たり現金給与の対全国比 × 農業法人雇用者数 ・ 林業 <ul style="list-style-type: none"> 林家 林業純生産(生産系列)×林野面積個人分割合×雇用労賃率 ※雇用労賃率=雇用労賃/純生産 林業法人事業体 1人当たり雇用者報酬(全国平均)×1人当たり現金給与の対全国比 × 林業法人雇用者数 ・ 水産業 <ul style="list-style-type: none"> 経営体別、海面・内水面別に水産業純生産×雇用労賃率 ※雇用労賃率=雇用労賃/純生産 ・ 有給家族従業者 1人当たり年間平均給与×農林水産業有給家族従業者数 <p>イ その他産業(非市場生産者(政府)のうち公務及び教育、非市場生産者(非営利)のうち教育は生産系列の推計値を使用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常用雇用者分 経済活動別に、 1人当たり現金給与総額×常用雇用者数 ※ 1人当たり現金給与総額 (5人以上の1人当たり現金給与額×5人以上の常用雇用者数+4人以下の1人当たり現金給与額×4人以下の常用雇用者数)÷(5人以上の常用雇用者数+4人以下の常用雇用者数) ・ 臨時・日雇用者分 経済活動別に、 臨時・日雇の雇用者数×臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額 ※ 臨時・日雇の1人当たり年間現金給与額 (臨時労働者1人当たり年間現金給与総額 ÷ 常用労働者1人当たり年間現金給与総額) × 常用雇用者の1人当たり年間現金給与総額 ・ 役員報酬分 1人当たり役員給与・賞与×役員数 ※ 1人当たり役員給与・賞与 常用雇用者1人当たり現金給与総額 × 全国の1人当たり平均賃金の格差 ・ 現物給与 現金給与と所得(常用雇用者+臨時・日雇雇用者)×現物給与比率 <p>(2) 給与住宅差額家賃 (1か月1㎡当たり市中平均家賃(民営借家)－1か月1㎡当たり給与住宅家賃) × 給与住宅数×給与住宅1住宅当たり延べ床面積×12か月</p>	<p>「富山農林水産統計年報」「北陸農林水産統計年報」(北陸農政局)、「農林業センサス結果報告書(富山県版)」(県統計調査課)、「法人企業統計調査」(財務省)、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)</p> <p>「林業」推計資料、「法人企業統計調査」(財務省)、「林業経営統計調査」「農林業センサス」(農林水産省)</p> <p>「水産業」推計資料、「固定資本減耗」推計資料、「富山農林水産統計年報」(富山農林統計協会)、「漁業経営統計調査」(農林水産省)</p> <p>「非市場生産者(政府)」「非市場生産者(非営利)」推計資料</p> <p>「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)、「毎月勤労統計調査全国調査」(厚生労働省)、「民間給与実態統計調査」(国税庁)、「経済センサス-基礎調査」・「経済センサス-活動調査」(総務省)、内閣府資料</p> <p>「毎月勤労統計調査地方調査」(県統計調査課)、内閣府資料、「賃金構造基本統計調査報告」(厚生労働省)、「経済センサス-基礎調査」・「経済センサス-活動調査」(総務省)</p> <p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>「住宅・土地統計調査」(総務省)</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
2 財産所得 (続)	<p>③ 地方政府等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、地方社会保障基金 決算書等による <p>④ 対家計民間非営利団体</p> <p>国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数の県割合</p> <p>⑤ 家計(個人企業を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者負債利子 全国銀行 国の当該計数 ×二人以上世帯の負債額総額(住宅・土地のための負債を除く)の県割合 生命保険会社 国の当該計数×保険契約高の県割合 その他機関 国の当該計数×上記全国銀行で使用県割合 ・ 持ち家 全国銀行 国の当該計数×二人以上世帯の住宅・土地のための負債総額の県割合 住宅金融支援機構 国の当該計数×貸出残高の県割合 その他機関 国の当該計数×上記全国銀行で使用する県割合 ・ 農林水産業 国の当該計数×農漁協の農林水産業向け貸出残高の県割合 ・ 非農林水産業 国の当該計数×非農林水産個人企業数の県割合 <p>(2) 受取利子</p> <p>① 金融機関</p> <p>国の当該計数×貸出残高の県割合</p> <p>② 非金融法人企業</p> <p>支払利子推計と同様</p> <p>③ 地方政府等</p> <p>県、市町村、地方社会保障基金 決算書等による</p> <p>④ 対家計民間非営利団体</p> <p>国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数の県割合</p>	<p>「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」等(県市町村支援課)</p> <p>内閣府資料、「非市場生産者(非営利)」推計資料</p> <p>内閣府資料、日本銀行統計資料</p> <p>「全国消費実態調査」「全国家計構造調査」(総務省)、「金融・保険業」推計資料</p> <p>内閣府資料、日本銀行統計資料、「金融・保険業」推計資料</p> <p>内閣府資料、日本銀行統計資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>内閣府資料、「金融・保険業」推計資料</p> <p>内閣府資料</p> <p>「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)</p> <p>内閣府資料、「非市場生産者(非営利)」推計資料</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
2 財産所得 (続)	⑤ 家計(個人企業を含む) <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般預貯金利子 金融機関別に、国の当該計数×預貯金残高の県割合×個人分割合 ・ 社内預金利子、有価証券利子 国の当該計数×国内銀行個人預金残高の県割合 ・ 信託利子 信託勘定(全国銀行)の利子の家計分×上記社内預金利子で使用の県割合 信託勘定(全国銀行)の利子の家計分 ＝家計の受取利子総額－一般預貯金利子(家計分)－社内預金利子 －有価証券利子(家計分) 	内閣府資料、「日本銀行統計」(日本銀行)、「金融・保険業」推計資料
	2. 分配所得 <ul style="list-style-type: none"> (1) 支払分配所得 金融機関、非金融法人別に 国の当該計数×営業余剰の県割合 (2) 受取分配所得 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関 国の当該計数×営業余剰の県割合 ② 非金融法人企業 国の当該計数×営業余剰の県割合 ③ 地方政府等 県、市町村、地方社会保障基金 決算書等による ④ 対家計民間非営利団体 国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数の県割合 ⑤ 家計 配当金 国の当該計数×配当所得の県割合 	内閣府資料 内閣府資料 照会資料、歳入歳出決算資料(財務省)、「地方財政状況調査」「市町村財政の状況」(県市町村支援課) 内閣府資料、「非市場生産者(非営利)」推計資料 内閣府資料、「国勢調査」(総務省)、「国税庁統計年報」(国税庁)
	3. その他の投資所得 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保険契約者に帰属する投資所得の支払 <ul style="list-style-type: none"> ① 生命保険・非生命保険の帰属収益 国の当該計数×県割合 ② 定型保証の帰属収益 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国信用保証協会 財務諸表(収支計算書)による ・ 住宅ローン保証を提供する機関 国の当該計数×住宅ローン残高の県割合 ③ 保険契約者配当 国の当該計数×県割合 (2) 保険契約者に帰属する投資所得の受取 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得の支払分×金融機関分比率 ② 非金融法人企業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得の支払分×非金融法人企業分比率 	内閣府資料、「金融・保険業」推計資料 内閣府資料、「金融・保険業」推計資料、「非生命保険」推計資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
2 財産所得 (続)	③ 地方政府等 ・ 非生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得の支払分×地方政府等分比率 ④ 対家計民間非営利団体 ・ 非生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得支払分×対家計民間非営利団体分比率 ⑤ 家計(個人企業を含む) ・ 生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得の支払推計より、生命保険分を同額計上 ・ 非生命保険の財産運用純益の帰属 保険契約者に帰属する財産所得の支払分×家計分比率 (3) 年金受給権に係る投資所得(支払＝受取) 国の当該計数×厚生年金保険の保険料収納済額の県割合 (4) 投資信託投資者に帰属する投資所得の支払 国の当該計数×預金残高の県割合 (5) 投資信託投資者に帰属する投資所得の受取 ① 家計 投資信託投資者に帰属する投資所得の支払分×家計分比率 ② 民間金融機関 投資信託投資者に帰属する投資所得の支払分－上記家計分	内閣府資料、「厚生年金保険・国民年金事業年報」(厚生労働省) 内閣府資料、「日本銀行統計」(日本銀行) 内閣府資料
	4. 賃貸料 (1) 支払賃貸料 制度部門別に、 総賃貸料－制度部門別土地税 ① 総賃貸料 ・ 金融機関・非金融法人 国の当該計数×法人の固定資産(土地)決定価格の県割合 ・ 地方政府等 直接照会による ・ 対家計民間非営利団体 国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数の県割合 ・ 家計 農林水産業分(田畑小作単価×借入耕地面積)+非農林水産業分(戸当たり借地単価×店舗等数)+持ち家分(戸当たり借地単価×持ち家数) ② 土地税のうち、国有資産等所在市町村交付金(土地分) 交付金×台帳価格のうち土地分の価格割合 ③ 土地税のうち、その他の税 土地税額×借地割合－総賃貸料の構成比で制度部門分割	内閣府資料、「固定資産の価格等の概要調書」(総務省) 照会資料(国出先機関、市町村)、県管財課資料 内閣府資料、「非市場生産者(非営利)」推計資料 「田畑価格及び賃作料調」(日本不動産研究所)、「農林業センサス結果報告書(富山県版)」(県統計調査課)、「都道府県地価調査」(国土交通省) 「市町村税の状況」(県市町村支援課)、「住宅・土地統計調査」(総務省) 「市町村税の状況」(県市町村支援課)

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
2 財産所得 (続)	(2) 受取賃貸料 制度部門別に、 総賃貸料－制度部門別土地税 総賃貸料 ・非金融法人、地方政府等、対家計民間非営利団体 支払賃貸料の推計方法と同様 ・家計 国の当該係数×固定資産の決定価格の県割合	内閣府資料、「支払賃貸料」推計資料、照会資料 「固定資産の価格等の概要調書」(総務省)、内閣府資料
	5. FISIM (1) 制度部門別FISIM消費額 ① 非金融法人 経済活動別FISIM消費額の合計－他部門のFISIM消費額の合計 ② 金融機関 国の当該計数×金融業産出額の県割合 ③ 一般政府。ただし、分配系列で記録するものは地方政府等分 ・ 国出先機関 国の当該計数×国機関在勤人員数の県割合 ・ 地方政府 (借り手側) 国の当該計数 × 財政投融资会計及び地方公共団体金融機構の貸出残高の県割合 (貸し手側) 国の当該計数×県・市町村歳出総額の県割合 ・ 社会保障基金 FISIM調整後利子額－FISIM調整前利子額 FISIM調整後利子額＝FISIM調整前利子額×国の利子額の比率 ④ 家計 ・ 消費者家計 国の当該計数×県個人貸出(預金)残高の県割合 ・ 農林水産業 国の当該計数×農林水産業貸付残高の県割合 ・ その他の産業 国の当該計数×個人企業数の県割合 ・ 持ち家 国の当該計数×FISIM調整前支払利子の県割合 ⑤ 対家計民間非営利団体 国の当該計数×従業者数の県割合 (2) FISIM産出額 国の当該計数×県内貸出(預金)残高の県割合	「国民経済計算年次推計」(内閣府)、「生産系列」推計資料 内閣府資料、「金融・保険業」推計資料 内閣府資料、「国家公務員給与等実態調査」(人事院) 内閣府資料、「地方財政統計」(総務省) 「国民経済計算年次推計」(内閣府) 内閣府資料、日本銀行統計資料 内閣府資料、日本銀行統計資料 内閣府資料、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省) 内閣府資料、「国民経済計算年次推計」(内閣府) 内閣府資料、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省) 内閣府資料、日本銀行統計資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
3 企業所得	$\text{企業所得} = \Sigma \text{各制度部門} [\text{営業余剰} \cdot \text{混合所得} + \text{財産所得の純受取} (\text{受取} - \text{支払})]$ 1. 営業余剰 <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融機関(民間、公的) 生産系列より、金融・保険業営業余剰 (2) 公的企業(金融機関を除く) <ul style="list-style-type: none"> ・ 国 決算書、又は、全国値 × 県割合(従業者数など) ・ 県、市町村 決算書による (3) 個人企業(農林水産業) 同業営業余剰 - 同業民間法人企業営業余剰 ※同業民間法人企業営業余剰 民間法人企業所得 × 農林水産業割合 × 営業余剰への転換比率 (4) 個人企業(その他の産業) $\Sigma \text{各産業} (\text{一個人企業当たり本業混合所得} \times \text{企業数}) + \text{内職} \cdot \text{兼業分}$ (5) 個人企業(持ち家) 持ち家帰属家賃 × 全国の営業余剰率 (6) 民間非金融法人企業 生産系列より、営業余剰・混合所得計 - (1) ~ (5) の営業余剰・混合所得 2. 企業分の「財産所得の純受取(受取 - 支払)」は、「財産所得」で推計	「金融・保険業」推計資料 内閣府資料、照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課) 内閣府資料、生産系列推計資料、「統計情報」(金沢国税局)、「国民経済計算年次推計」(内閣府) 国税庁統計年報、「国勢調査」(総務省)、「雇用者報酬」推計資料、内閣府資料 「不動産業」推計資料、内閣府資料 生産系列推計資料

2 分配系列(制度部門別所得支出勘定関係)

項目	推 計 方 法	使用資料名等
4 財産所得 以外の移転	1. 所得・富等に課される経常税 (1) 支払(非金融法人企業、金融機関、家計) a 所得税(国税)(非金融法人企業、金融機関、家計) 源泉所得税 申告所得税 ※国の分割比率により分割 b 法人税(国税)(非金融法人企業、金融機関) 中央政府の直接税×県法人事業税収納税額/全国法人事業税収納済額 ※法人事業税調定額により分割 c 県民税(地方税)(非金融法人企業、金融機関、家計) d 市町村民税(地方税)(非金融法人企業、金融機関、家計) ・ 個人均等割・所得割(家計) ・ 法人均等割・法人税割(非金融法人企業、金融機関) ※ 生産・輸入品に課される税の法人事業税収納済額により分割 ・ 利子割(非金融法人企業、金融機関、家計) (平成28年以降は法人が廃止されたため、家計のみ) ※国の分割比率により分割 e 特別法人事業税(令和元年9月までは地方法人特別税)(国税) (非金融法人企業・金融機関) 国の当該計数×県法人事業税収納税額/全国法人事業税収納済額 ※法人事業税調定額により分割 f 自動車重量税(国税)(家計) 徴収済額(家計支払分) g 国際観光旅客税のうち居住者家計負担分(国税)(家計) 国際観光旅客税(家計負担分)×日本人出国者数の全国比 h 個人事業税(地方税)(家計) 徴収済額 i 法人事業税(地方税)(非金融法人企業・金融機関) 徴収済額 ※法人事業税調定額により分割 j 自動車税、自動車取得税、軽自動車税(地方税)(家計) (自動車取得税は令和元年9月まで) 徴収済額(家計支払分) k 狩猟税(地方税)(家計) (2) 受取(地方政府等) 県内徴収済額による ※(1)の支払で推計したもののうち、国税(中央政府の受取)は、 域内の制度部門には記録しない。	「金沢国税局統計書」(金沢国税局)、内閣府資料、「財産所得」推計資料、「国税庁統計年報」(国税庁) 内閣府資料、「富山県税務統計書」(県税務課) 「富山県税務統計書」(県税務課) 「市町村民税の状況」(県市町村支援課) 内閣府資料 内閣府資料、「地方財政統計年報」(総務省) 「生産・輸入品に課される税」推計資料、内閣府資料 「生産・輸入品に課される税」推計資料、出入国管理統計(法務省) 「富山県税務統計書」(県税務課) 「生産・輸入品に課される税」推計資料 「富山県税務統計書」(県税務課) 「所得・富等に課される経常税のうち支払」の推計資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
4 財産所得 以外の移転 (続)	<p>2. 純社会負担</p> <p>2.1 現実社会負担</p> <p>(1) 受取(地方政府等、金融機関)</p> <p>ア 社会保障基金に係る現実社会負担(地方政府等)</p> <p>① 年金(政府管掌健康保険、厚生年金、国民年金)(全国)</p> <p>② 労働保険(労災保険、雇用保険)(全国) ③ 船員保険(全国)</p> <p>④ 国民健康保険(地方) ⑤ 後期高齢者医療(地方)</p> <p>⑥ 共済組合(全国及び地方) ⑦ 組合管掌健康保険(全国)</p> <p>⑧ 全国健康保険協会(全国) ⑨ 児童手当及び子ども手当(全国)</p> <p>⑩ 基金(農業者年金基金、災害補償基金)(全国及び地方)</p> <p>⑪ 介護保険(地方)</p> <p>※受取の地方政府等に記録するのは上記の(地方)分のみ。</p> <p>イ その他の社会保険制度に係る現実社会負担(金融機関)</p> <p>① 確定給付型企業年金 ② 退職一時金(民間等)</p> <p>③ 勤労者退職金共済機構 ④ 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定</p> <p>⑤ 国民年金基金・同連合会 ⑥ 農業者年金基金</p> <p>⑦ 国家公務員共済組合(退職等年金経理)</p> <p>⑧ 地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む)</p> <p>(退職等年金給付調整経理)</p> <p>⑨ 日本私立学校振興・共済事業団 ⑩ 確定拠出年金(企業型)</p> <p>⑪ 確定拠出年金(個人型)</p> <p>(2) 支払(家計)</p> <p>国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険のうち第1号被保険者と第2号のうち国民健康保険分、国民年金基金・同連合会、農業者年金基金、確定拠出年金(個人型)は、受取と同額</p> <p>それ以外は、(1)で推計した額×内民転換比率</p> <p>※ 内民転換比率=賃金・俸給(民ベース)／賃金・俸給(内ベース)</p> <p>2.2 帰属社会負担</p> <p>ア 受取(非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体)</p> <p>イ 支払(家計)</p> <p>2.3 家計の追加社会負担</p> <p>年金受給権に係る投資所得額と同額 (分配 2 財産所得 3(3))</p> <p>2.4 年金制度の手数料(控除項目)</p> <p>年金基金の産出額と同額 (生産 10金融・保険業 2(1)②)</p>	<p>「全国健康保険協会事業年報」(全国健康保険協会)、「厚生年金保険・国民年金事業年報」「雇用保険事業年報」「後期高齢者医療事業状況報告」「介護保険事業状況報告」(厚生労働省)、「国民健康保険事業年報」(県厚生企画課)、照会資料(富山労働局、共済組合等)、「国民経済計算年次推計」(内閣府)、内閣府資料、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「国家公務員給与等実態調査」(人事院)、「雇用者報酬」推計資料</p> <p>内閣府資料、「金融・保険業」推計資料、照会資料</p> <p>「雇用者報酬」推計資料</p> <p>「雇用者報酬」推計資料</p> <p>「財産所得」推計資料</p> <p>「金融・保険業」推計資料</p>

項目	推 計 方 法	
4 財産所得 以外の移転 (続)	3. 社会給付 3. 1 現実社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付(支払は地方政府等、受取は家計) ア 地方政府等の支払 ① 年金(政府管掌健康保険、厚生年金、国民年金)(全国) ② 労働保険(労災保険、雇用保険)(全国) ③ 船員保険(全国) ④ 国民健康保険(地方) ⑤ 後期高齢者医療(地方) ⑥ 共済組合(全国及び地方) ⑦ 組管掌健康保険(全国) ⑧ 全国健康保険協会(全国) ⑨ 児童手当及び子ども手当(全国) ⑩ 基金(農業者年金基金、災害補償基金)(全国及び地方) ⑪ 介護保険(地方) ※支払の地方政府等に記録するのは上記の(地方)分のみ イ 家計の受取 年金(政府管掌健康保険)、労働保険、共済組合、組管掌健康保険、 全国健康保険協会、基金(農業者年金基金、災害補償基金)は、 アで推計した額×内民転換比率 それ以外は支払と同額。 ただし、アの年金のうち政府管掌健康保険(現物社会給付のみ)、国民年金、 厚生年金、船員保険は受取で推計した額×内民転換比率で支払を求める。 ※ 内民転換比率=賃金・俸給(内ベース)／賃金・俸給(民ベース) (2) その他の社会保険年金給付(支払は金融機関、受取は家計) ① 確定給付型企業年金 ② 退職一時金(民間等) ③ 勤労者退職金共済機構 ④ 中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 ⑤ 国民年金基金・同連合会 ⑥ 農業者年金基金 ⑦ 国家公務員共済組合(退職等年金経理) ⑧ 地方公務員共済組合(警察共済組合、公立学校共済組合を含む) (退職等年金給付調整経理) ⑨ 日本私立学校振興・共済事業団 ⑩ 確定拠出年金(企業型) ⑪ 確定拠出年金(個人型) (3) その他の社会保険非年金給付 ア 受取(家計) イ 支払(非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体) (4) 社会扶助給付 ア 支払(地方政府等、対家計民間非営利団体) ① 一般政府の支払 生活保護費、交付国債の元利償還金、戦没者遺族年金、恩給 a 中央政府 国の該当計数×富山県割合(人口) b 県、市町村 決算書による ※上記のうち、支払の地方政府等分に中央政府分は記録しない。 ② 対家計民間非営利団体の支払 国の当該計数×対家計民間非営利団体従業者数の県割合 イ 受取(家計) ① 恩給等 ア①一般政府の支払のうち、 恩給及び退職年金、年金恩給、援護年金×内民転換比率 ※内民転換比率=雇用者報酬(民ベース)／雇用者報酬(内ベース) ② その他 受取=支払	内閣府資料、「全国健康保険協会 事業年報」(全国健康保険協会)、 「厚生年金保険・国民年金事業年 報」「後期高齢者医療事業状況報 告」「介護保険事業状況報告」(厚 生労働省)、「国民健康保険事業 年報」(県厚生企画課)、照会資料 (富山労働局、共済組合等)、「国 家公務員共済組合事業統計年 報」(財務省)、「国民経済計算年 次推計」(内閣府)、「経済センサ ス-基礎調査」(総務省)、「経済セン サス-活動調査」(総務省・経済産 業省)、「雇用者報酬」推計資料、 「地方公務員給与の実態」(総務 省) 「雇用者報酬」推計資料 内閣府資料、「金融・保険業」推計 資料、「社会負担」推計資料 内閣府資料、「地方財政状況に関 する調」(県財政課)、「市町村財 政の状況」(県市町村支援課)、福 祉行政報告例(厚生労働省)、県 厚生企画課資料他 内閣府資料、「非市場生産者(非 営利)」推計資料 内閣府資料、「雇用者報酬」推計資 料

項目	推 計 方 法	使用資料名等
4 財産所得 以外の移転 (続)	3. 2 現物社会移転(支払は地方政府等、対家計民間非営利団体、受取は家計) ① 年金のうち政府管掌健康保険 ② 労働保険のうち労災保険 ③ 船員保険 ④ 国民健康保険 ⑤ 後期高齢者医療 ⑥ 共済組合 ⑦ 組合管掌健康保険 ⑧ 全国健康保険協会 ⑨ 社会保障基金(災害補償基金) ⑩ 介護保険 ⑪ 公費負担医療給付 ⑫ 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金 ※上記のうち、支払の地方政府等分に、中央政府分は記録しない。	
	4. その他の経常移転 (1) 非生命保険金及び非生命保険純保険料 ア 非生命保険金(金融機関の支払、各制度部門の受取) イ 非生命保険純保険料 a 火災保険料・保険金(金融機関の受取、各制度部門の支払) b 自動車保険料・保険金(金融機関の受取、各制度部門の支払) c 自動車賠償保険料・保険金(金融機関の受取、各制度部門の支払) d その他の非生命保険料・保険金(金融機関の受取、家計の支払) ① 保険料・保険金の制度部門別分割 保険料(保険金)×国の制度部門別分割割合 純保険料=保険料-帰属サービス(保険料-保険金) ② 純保険料の制度部門別分割 保険料の制度部門別割合 (2) 一般政府内の経常移転 ① 中央政府等から県・市町村へ ② 中央政府等から地方社会保障基金へ ③ 県・市町村から中央政府等へ ④ 自県と他県(県外)間 ⑤ 県から市町村へ ⑥ 県から地方社会保障基金へ ⑦ 市町村から地方社会保障基金へ ⑧ 地方社会保障基金から中央政府等へ ⑨ 市町村から県へ ⑩ 市町村から市町村へ (3) 他に分類されない経常移転 ① 他に分類されない経常移転(罰金を除く) (1) 対家計民間非営利団体への経常移転 ア 受取(対家計民間非営利団体) 国の当該計数×民間非営利団体従業者数の県割合 イ 支払(非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計) a 非金融法人企業、金融機関の支払 国の当該計数×法人事業税収入額の県割合 ※非金融法人企業と金融機関の分割は、県の法人事業税収入額割合による b 地方政府等の支払 ・ 補助費(一部) ・ 児童保護措置費(私立保育所分) ・ 老人福祉費(民間老人ホーム、公立養護老人ホーム分) c 家計の支払 (諸会費+他の負担費)×世帯数(2人以上の世帯、単身者毎) (2) 対家計民間非営利団体以外への経常移転 ア 家計間の仕送り金 ① 家計の支払 ・ 2人以上の世帯 2人以上の世帯の(遊学仕送り金+その他の仕送り金)×2人以上の世帯数 ・ 単身者世帯 単身者世帯の(遊学仕送り金+その他の仕送り金)×単身者世帯数	内閣府資料、照会資料 「金融・保険業」推計資料 「地方財政状況に関する調」(県財政課)、県市町村支援課資料 内閣府資料、「経済センサス-基礎調査」(総務省)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、「非市場生産者(非営利)」推計資料 財務省資料、「地方財政統計年報」内閣府資料、「富山県税務統計書」(県税務課) 「法人事業税業種別確定申告状況調査」(県税務課) 「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、照会資料 「家計調査」「全国消費実態調査」「国勢調査」(総務省) 「家計調査」「全国消費実態調査」「全国家計構造調査」「国勢調査」(総務省)

項目	推 計 方 法	使用資料名等
4 財産所得 以外の移転 (続)	② 家計の受取 (遊学仕送り金分) ・ 2人以上の世帯 遊学仕送り金×2人以上の世帯数 ・ 単身者世帯 遊学仕送り金×単身者世帯数 ・ 合計 (2人以上世帯の遊学仕送り金+単身者世帯の遊学仕送り金)× 県の学部学生数の分割割合 (その他の仕送り金分) ・ 2人以上の世帯 その他の仕送り金×2人以上の世帯数 ・ 単身者世帯 単身者世帯のその他の仕送り金×単身者世帯数 イ 一般政府 ① 一般政府の支払 ・ 家計への支払 県・市町村の補助費等のその他に対するもののうち失業対策費、社会教育 費等 ・ 非金融法人企業、金融機関への支払 国の当該計数×(非金融法人企業・金融機関の営業余剰の県割合) ② 罰金(一般政府の受取、各制度部門の支払) a 国(受取) 国の当該計数×法人事業税収入額の県割合 b 県、市町村(受取) 諸収入のうち延滞金、加算金、過料 c 地方社会保障基金(受取) 国の当該計数×現実社会負担総額の県割合 ※ 罰金の支払の分割は、国の制度部門別割合による	「家計調査」「全国消費実態調査」 「全国家計構造調査」「国勢調査」 (総務省) 「学校基本調査」(文部科学省) 「家計調査」「全国消費実態調査」 「全国家計構造調査」「国勢調査」 (総務省) 「地方財政状況に関する調」(県財 政課)、県市町村支援課資料 内閣府資料、「企業所得」推計資 料 財務省資料、「地方財政統計年 報」内閣府資料 「地方財政状況に関する調」(県財 政課)、「市町村財政の状況」(県 市町村支援課)、「社会負担」推計 資料、「国民経済計算年次推計」 (内閣府)
5 年金受給 権の変動 調整	1. 受取(家計) 雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担+家計の現実年金負担+ 家計の追加社会負担-年金制度の手数料-その他の社会保険年金給付 2. 支払(金融機関) 受取額と同額	「雇用者報酬」「社会負担」「社会 給付」推計資料
6 貯蓄	制度部門ごとに、 受取合計-支払合計の残差	

3 支出系列

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
1 民間最終消費支出	(1) 家計最終消費支出 13目的分類別に推計 $\text{家計最終消費支出} = \text{全国値} \times \text{13目的分類別家計最終消費支出額} \div \text{全県計に対する自県分の割合}$ ※①全国消費実態調査・全国家計構造調査による推計値＋②直接推計値 ① 全国消費実態調査・全国家計構造調査による推計値 a 2人以上の世帯 $2人以上世帯 - 世帯当たり費目別消費支出額 \times 2人以上世帯数$ b 単身世帯 $\text{単身世帯} - \text{世帯当たり費目別消費支出額} \times \text{単身世帯数}$ ② 直接推計値 加算項目 a 生命保険サービス b 年金基金サービス c 証券手数料 d FISIM消費額 ①の推計からは控除後、別途推計加算する項目 a 家賃(持家の帰属家賃を含む) b 非生命保険のサービス料 c 自動車購入額 d 医療費(自己負担分) e 介護費(自己負担分) (2) 対家計民間非営利団体最終消費支出 $\text{全国の対家計民間非営利団体最終消費支出} \times \text{従業者数の県割合を5活動分類別(教育、社会教育、自然・人文科学研究機関、社会福祉、その他)毎に推計し集計}$	「国勢調査」「全国消費実態調査」「全国家計構造調査」(総務省)、「人口移動調査」(県統計調査課)、「国民経済計算年次推計」(内閣府)、内閣府資料 「金融・保険業」推計資料 // 内閣府資料、「全国消費実態調査」「全国家計構造調査」(総務省) 「財産所得」推計資料 「不動産業」推計資料 「金融・保険業」「財産所得以外の移転」推計資料 内閣府資料、「軽四輪車県別新車販売台数」(全国軽自動車協会)、「小売物価統計調査(動向編)」、「消費者物価指数」「産業連関表」(総務省)、「富山県産業連関表」(県統計調査課) 「保健衛生・社会事業」推計資料 // 内閣府資料、「非市場生産者(非営利)」推計資料

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
2 地方政府 等最終消 費支出	<p>「非市場生産者(政府)」の産出額より推計する。</p> <p>地方政府等最終消費支出 =非市場生産者(政府)の産出額(地方政府等)－財貨・サービスの販売(地方 政府等)－自己勘定総固定資本形成(R&D)(地方政府等)＋現物社会移転 (市場産出の購入)(地方政府等)</p> <p>(1) 財貨・サービスの販売(地方政府等) 使用料のうち授業料・保育所使用料・その他、物品売払収入等</p> <p>(2) 自己勘定総固定資本形成(R&D)(地方政府等) 全国の一般政府のR&D×非市場生産者(政府)の産出額割合 ×公務産出額比率</p> <p>(3) 現物社会移転(市場産出の購入)(地方政府等) ア 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分 イ 公費負担医療給付</p>	<p>「非市場生産者(政府)」推計資料</p> <p>照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、「富山県歳入歳出決算事項別明細書」(県出納課)、「地方公営企業年鑑」(総務省)</p> <p>「国民経済計算年次推計」(内閣府)</p> <p>「現物社会移転」推計資料、「保健衛生・社会事業」推計資料</p>
3 総資本形 成	<p>1. 総固定資本形成</p> <p>(1) 民間</p> <p>ア 住宅 住宅投資総額(※)－公的住宅分 ※住宅投資総額＝(民間住宅(改装・改修以外)＋公的住宅)×分割比率1 ＋民間住宅(改装・改修)×分割比率2 分割比率1:居住用年度計工事費(出来高ベース)の対全国比 分割比率2:民間建築住宅維持・修繕工事費の対全国比</p> <p>イ 企業設備</p> <p>a 全国値を資産分類別に次のとおり分割 ・「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業」分 有形固定資産取得額＋建設仮勘定の対全国比で分割 ・「育成生物資源」 「果実(果樹)＋乳牛＋その他の畜産」の産出額の対全国比で分割 ・「娯楽作品原本」 次の額の対全国比で分割 「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額合計 －(NHKの受信料収入＋交付金収入(放送受信契約数で県別按分))</p> <p>b 国民経済計算の比率を用いて推計 ・「その他の建物・構築物」及び「機械・設備」の「製造業以外」分 県の総生産×国民経済計算の総生産に占める「その他の建物・構築物」 及び「機械・設備」の「製造業以外」分の投資額の比率 ・「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」 県の総生産×国民経済計算の総生産に占める研究・開発 及びコンピュータ・ソフトウェアの投資額の比率</p> <p>(2) 公的</p> <p>ア 住宅 照会資料、決算書による</p> <p>イ 企業設備 照会資料、決算書等＋R&D額＋娯楽作品原本(※) ※全国値を「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」売上額 合計の自県分の対全国比で分割</p> <p>ウ 一般政府 照会資料、決算書等＋コンピュータ・ソフトウェア及びR&D額</p>	<p>「国民経済計算年次推計」(内閣府)、「建設総合統計年度報」「建設工事施工統計調査」(国土交通省)、内閣府資料</p> <p>「国民経済計算年次推計」(内閣府)、内閣府資料</p> <p>「工業統計調査」(経済産業省)、「経済センサス-活動調査」「経済構造実態調査」(総務省・経済産業省)</p> <p>「生産農業所得統計」(農林水産省)</p> <p>「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)、NHK年鑑(日本放送協会)</p> <p>「国民経済計算年次推計」(内閣府)、「生産系列」推計資料</p> <p>照会資料、「地方財政状況に関する調」(県財政課)、「歳入歳出決算事項別明細書」(県出納課)、「市町村財政の状況」(県市町村支援課)、「国民経済計算年次推計」(内閣府)、「経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省)</p>

項目	推 計 方 法	使 用 資 料 名 等
3 総資本形成 (続)	2. 在庫変動 民間・公的別に推計する。 $\text{名目在庫変動} = \text{実質在庫変動} \times \text{在庫変動デフレーター}$ $\text{実質在庫変動} = \text{年度末実質在庫残高} - \text{前年度末実質在庫残高}$ $\text{実質在庫残高} = \text{名目産出額} \times \text{全国の名目在庫残高比率} / \text{在庫残高デフレーター}$	「生産系列」推計資料、「国民経済計算年次推計」(内閣府)、内閣府資料
4 財貨・サービスの 移出入(純)	$\text{移出} - \text{移入} + \text{FISIM移出入(純)}$ (1) 移出 ア 産業連関表に基づく移出額 $\text{産出額} \times \text{移出率}$ $\text{※移出率} = \text{県産業連関表による 移輸出額} / \text{生産額}$ イ 政府サービス生産等の産出のうち準地域への移出額 $= \text{非市場生産者(政府)の産出額(中央政府等)} - \text{財貨・サービスの販売(中央政府等)} - \text{自己勘定総固定資本形成(R\&D)(中央政府等)} + \text{現物社会移転(市場産出の購入)(中央政府等)}$ (2) 移入 $(\text{中間投入額} + \text{民間最終消費支出} + \text{政府最終消費支出} + \text{総資本形成}) \times \text{移入率}$ $\text{※移入率} = \text{県産業連関表による 移輸入額} / (\text{中間需要額} + \text{最終需要額})$ (3) FISIM移出入(純) $\text{FISIM県内産出額} - \text{FISIM県内消費額の合計}$ $\text{※FISIMについては、分配系列の2. 財産所得から「5. FISIM」を参照}$	「富山県産業連関表」(県統計調査課) 「富山県産業連関表」(県統計調査課)
5 実質県内 総生産(連 鎖方式、支 出側)	$\text{① 年度連鎖デフレーター} = \text{国の連鎖デフレーター(暦年値)} \times \text{年度転換比率}$ $\text{② 前年度固定基準による当年度実質値} = \text{当年度名目値} \div (\text{当年度①} \div \text{前年度①})$ $\text{③ 連鎖実質の対前年度増加率} = \text{②} \div \text{前年度名目値}$ $\text{④ 平成27年度連鎖実質値} = \text{平成27年度名目値} \div \text{平成27年度①}$ $\text{平成28年度以降連鎖実質値} = \text{前年度連鎖実質値} \times \text{③}$ $\text{平成26年度以前連鎖実質値} = \text{翌年度連鎖実質値} \div \text{③}$ $\text{※県内総生産(支出側)の実質値は連鎖方式による県内総生産(生産側)実質値}$	内閣府資料